

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

(16) 議案第24号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第24号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和2年2月13日

消 防 局

議案第 2 4 号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例 の制定について

1 改正内容

機能別団員には年額報酬を支給しないこととし、基本団員の年額報酬は 2 2 , 0 0 0 円から 3 6 , 5 0 0 円へ引き上げることとする

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行

3 経過措置

改正後の条例第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の分として支給される報酬について適用し、同日の前日までの分として支給される報酬については、なお従前の例による

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市消防団給与条例 昭和23年 1 月10日 条例第 1 号 川崎市消防団給与条例 (略) 第 4 条 消防団員 (川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例 (昭和 3 8 年川崎市条例第 3 1 号) 第 4 条第 2 項第 2 号に規定する機能別団員を除く。以下この条において同じ。) には、年額<u>36,500円</u>の報酬を支給する。 2 前項の報酬は、新たに消防団員となった日から退職し、又は失職した日 (死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日) までの期間 (勤務しない期間を除く。) について支給し、その支給月は、4 月から 9 月まで及び10月から翌年 3 月までの 2 期に分け、それぞれの期の翌月とする。 3 第 1 項の報酬のほか、次の各号に掲げる消防団員に対し、当該各号に定める報酬を加算して支給する。 (1) 消防団書記 月額 1,000円 (2) 消防自動車機関員 月額 1,000円 (3) 小型動力ポンプ機関員 月額 400円 4 前項各号に掲げる報酬は、消防団員が新たに同項各号の職を命ぜられた日から当該職を免ぜられた日 (死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日) までの期間 (勤務しない期間を除く。) について支給する。 (略)	○川崎市消防団給与条例 昭和23年 1 月10日 条例第 1 号 川崎市消防団給与条例 (略) 第 4 条 消防団員には、年額<u>22,000円</u>の報酬を支給する。 2 前項の報酬は、新たに消防団員となった日から退職し、又は失職した日 (死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日) までの期間 (勤務しない期間を除く。) について支給し、その支給月は、4 月から 9 月まで及び10月から翌年 3 月までの 2 期に分け、それぞれの期の翌月とする。 3 第 1 項の報酬のほか、次の各号に掲げる消防団員に対し、当該各号に定める報酬を加算して支給する。 (1) 消防団書記 月額 1,000円 (2) 消防自動車機関員 月額 1,000円 (3) 小型動力ポンプ機関員 月額 400円 4 前項各号に掲げる報酬は、消防団員が新たに同項各号の職を命ぜられた日から当該職を免ぜられた日 (死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日) までの期間 (勤務しない期間を除く。) について支給する。 (略)